

令和5年度定期監査

日 程	課 名
10/19 (木)	水道事業所
11/22 (水)	都市建設課
12/25 (月)	企画商工課
1/18 (木)	農政課・農業委員会

令和5年度定期監査結果報告

- 1 監査の期間 令和5年10月19日（木）
- 2 監査の対象 水道事業所
- 3 監査の範囲 令和3年度及び令和4年度に執行した事務事業のうち、次の項目について監査を実施した。
 - （1）財務事務
 - （2）事務の執行状況
 - （3）管理運営状況
- 4 監査の方法 提出された資料に基づき、水道事業所長から説明を受け、関係諸帳簿等書類の確認、照合及び関係職員に対し聞き取りを行って実施した。
- 5 監査の結果 監査の範囲とした事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、以下のとおり事務処理等の一部に改善を要するものが見受けられた。

（1）財務事務

概ね、適正に執行されている。

（2）事務の執行状況

ア 補助金交付申請に添付されている契約書に収入印紙が貼付されていないものが見受けられたので、申請者に、印紙税法に基づく収入印紙貼付について指導されたい。

また、指令前着工がされているものがあつたので、適正な事務処理をされたい。

イ 契約書の有効年月日が白いテープで消して訂正されていたので、契約書の記載事項を訂正する場合は、適正な方法で訂正されたい。

ウ 契約書中の契約者等の年齢が、令和2年度の契約から同じ年齢のままなので、記載事項の訂正をされたい。

エ 契約に係る見積徴収同等の不備や、随意契約をする理由についての記載がない契約が数件見受けられたので、財務事務手順に従い適切に事務処理をされたい。

（3）管理運営状況

概ね、適正に執行されている。

令和5年度定期監査結果報告

- 1 監査の期間 令和5年11月22日（水）
- 2 監査の対象 都市建設課
- 3 監査の範囲 令和3年度及び令和4年度に執行した事務事業のうち、次の項目について監査を実施した。
 - （1）財務事務
 - （2）事務の執行状況
 - （3）管理運営状況
- 4 監査の方法 提出された資料に基づき、都市建設課長から説明を受け、関係諸帳簿等書類の確認、照合及び関係職員に対し聞き取りを行って実施した。
- 5 監査の結果 監査の範囲とした事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、以下のとおり事務処理等の一部に改善を要するものが見受けられた。

（1）財務事務

概ね、適正に執行されている。

（2）事務の執行状況

- ア 補助対象者の要件で「町税等の滞納がないこと」とされているが、町税等の「等」が、税金以外の町の債権を想定しているのであれば、それにかかる滞納の確認方法について、さらに、「町に10年以上継続して定住すること」との交付要件については、補助金交付後、継続して定住しているかどうか確認する手法の確立に努められたい。
- イ 交付決定前の事業着手が禁止されている補助金については、実績報告の際に、工事着手年月日を確認できる資料の提出を求められたい。
- ウ 工事完成引き渡し書の引き渡し年月日の記入がないものが、多数見られた。代金支払いや、管理責任の移行の起算日となる日付だと思われるので、業者に忘れず記入するように指導されたい。
- エ 町営住宅の管理について、限られた人的資源のなかで、効果的で効率的な町営住宅管理ができるよう、公民連携も含めた新たな手法についても検討されたい。

（3）管理運営状況

概ね、適正に執行されている。

令和5年度定期監査結果報告

- 1 監査の期間 令和5年12月25日（月）
- 2 監査の対象 企画商工課
- 3 監査の範囲 令和3年度及び令和4年度に執行した事務事業のうち、次の項目について監査を実施した。
 - （1）財務事務
 - （2）事務の執行状況
 - （3）管理運営状況
- 4 監査の方法 提出された資料に基づき、企画商工課長から説明を受け、関係諸帳簿等書類の確認、照合及び関係職員に対し聞き取りを行って実施した。
- 5 監査の結果 監査の範囲とした事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、以下のとおり事務処理等の一部に改善を要するものが見受けられた。

（1）財務事務

概ね、適正に執行されている。

（2）事務の執行状況

ア 地方路線バス運行維持対策事業については、住民や関係市町村等と十分に協議を進め、効率的な補助に努められたい。

イ 母畑レークサイドセンターについては、利用人数、維持経費等の分析を十分に行い、効率的な運営に努められたい。

ウ 公有財産処分のための契約等の事務にあたっては、町の過大な将来負担に繋がらないよう、あらゆるリスクを考慮して進められるよう強くお願いしたい。

（3）管理運営状況

概ね、適正に執行されている。

令和5年度定期監査結果報告

- 1 監査の期間 令和6年1月18日（木）
- 2 監査の対象 農政課・農業委員会
- 3 監査の範囲 令和3年度及び令和4年度に執行した事務事業のうち、次の項目について監査を実施した。
 - （1）財務事務
 - （2）事務の執行状況
 - （3）管理運営状況
- 4 監査の方法 提出された資料に基づき、農政課長から説明を受け関係諸帳簿等書類の確認、照合及び関係職員に対し聞き取りを行って実施した。
- 5 監査の結果 監査の範囲とした事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、以下のとおり事務処理等の一部に改善を要するものが見受けられた。

（1）財務事務

概ね、適正に執行されている。

（2）事務の執行状況

ア 補助対象者の要件で「町税等の滞納がない者」とされているが、町税等の「等」が、税金以外の町の債権を想定しているのであれば、それにかかる滞納の確認方法についての整理に努められたい。

イ 畜産振興基金の貸し付けについては、金融機関との連携など、新たな手法について検討を進められたい。

ウ 特産品開発事業については、商品コンセプト、販売戦略等について十分に協議をし、本町の特産品として、形ある結果が出せるように進められたい。

（3）管理運営状況

概ね、適正に執行されている。